

第9回(平成26年度)「みどり香るまちづくり」企画コンテスト

審査方法について

<審査の流れ>

事務局による書類確認(不備がある場合は企画者に問い合わせ)

↓

【事前審査】

(応募数が多い(20件以上)場合は、事務局および選考委員長による協議を行い、優秀と思われる企画を20件程度に絞り込み、委員による書類審査に持ち込む)

↓

【書類審査】

下述の評価基準に基づき、委員による事前書類審査、採点

↓

【協議審査】

事前書類審査の採点結果を元に、上位10企画を中心に検討会の場で審議。

<評価基準>

以下の項目ごとに選考委員が評価をする。

- ①環境性 : 住みよいかおり環境の創出に大きく貢献できるか、周辺の自然環境・景観等に配慮した植栽の活用に優れた企画であるか。
- ②持続性 : 適正な維持管理がなされると見込まれるか、一時的なものでなく、長期的に持続していくことが見込まれる企画であるか。また、地域住民の参加により、地域の財産として将来に引き継がれることが見込まれる企画か。
- ③独創性 : 他には見られない独創性を持った企画か、植物の選び方や配置に個性が見られるか、植栽やまちづくりの新しいアイデアがあるか。
- ④公共性 : より多くの人に取り組んでもらえ、より多くの人を楽しめる企画か。誰でも容易にかおりを楽しめる公共性の高い企画か。また、地域のシンボルとなったり、まちづくりの影響が地域へ波及するような企画か。

①～④について、「5・10・15・20・25点」の5段階評価（100点満点）で評価を行い、合計点をもとに審査を行う。

- A（25点）：特に優れている、合致している
- B（20点）：優れている、やや合致している
- C（15点）：普通
- D（10点）：やや劣る、やや合致していない
- E（5点）：劣る、合致していない

※企画者・共同企画者が選考委員の関係者の場合、その委員はその企画の審査を棄権する。

※選考委員会の選考結果を元に、事務局から大臣に説明し、承認をしていただく。このため、大臣からの指摘・助言等があれば、指摘事項を踏まえ、必要に応じて再度、事務局より委員にご相談する。